

秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正することについて

秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月4日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市立桜土手古墳展示館を総合的な歴史博物館へ移行することに伴い、施設の名称を「はだの歴史博物館」に改め、収集等を行う資料を「秦野市桜土手古墳群」から「秦野の歴史と文化」に拡充するとともに、字句の整理を行うものであります。

秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正する条例

秦野市立桜土手古墳展示館条例（平成2年秦野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

はだの歴史博物館条例

第1条中「秦野市立桜土手古墳展示館（以下「展示館」という。）」を「はだの歴史博物館（以下「博物館」という。）」に改める。

第2条第1項中「秦野市桜土手古墳群」を「秦野の歴史と文化」に、「市民等の利用に供し、あわせて当該資料」を「市民等が利用できるようにし、併せてその資料」に、「展示館」を「博物館」に改め、同条第2項中「展示館」を「博物館」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「展示館の入館」を「博物館への入館」に、「命ずる」を「命じる」に改め、同条第2号中「展示館」を「博物館」に改める。

第4条中「展示館」を「博物館」に改める。

第5条本文中「展示館」を「博物館」に、「及び」を「又は」に改める。

第6条中「施行に関し」を「施行について」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。

（秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）

2 秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年秦野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号を次のように改める。

(12) はだの歴史博物館

議案第30号 秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>はだの歴史博物館条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定により<u>はだの歴史博物館（以下「博物館」という。）</u>の設置、管理等について必要な事項を定める。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>秦野の歴史と文化</u>に関する資料を収集し、保管し、及び展示して<u>市民等が利用できるようにし、併せてその資料</u>に関する調査研究を行うことにより市民等の教育、学術及び文化の発展に寄与するために<u>博物館</u>を設置する。</p> <p>2 <u>博物館</u>の位置は、次のとおりとする。 秦野市堀山下380番地の3</p> <p>(入館制限等)</p> <p>第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>博物館への入館</u>を拒否し、又は退館を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>博物館</u>の施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認</p>	<p style="text-align: center;"><u>秦野市立桜土手古墳展示館条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定により<u>秦野市立桜土手古墳展示館（以下「展示館」という。）</u>の設置、管理等について必要な事項を定める。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>秦野市桜土手古墳群</u>に関する資料を収集し、保管し、及び展示して<u>市民等の利用に供し、あわせて当該資料</u>に関する調査研究を行うことにより市民等の教育、学術及び文化の発展に寄与するために<u>展示館</u>を設置する。</p> <p>2 <u>展示館</u>の位置は、次のとおりとする。 秦野市堀山下380番地の3</p> <p>(入館制限等)</p> <p>第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>展示館の入館</u>を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>展示館</u>の施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認</p>

めるとき。

(3) (略)

(入館料)

第4条 **博物館**の入館料は、無料とする。

(損害賠償等)

第5条 入館者は、その責に帰すべき理由により**博物館**の施設、設備又は資料を損傷したときは、教育長の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。

(秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

2 秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年秦野市条例第33号）の一

めるとき。

(3) (略)

(入館料)

第4条 **展示館**の入館料は、無料とする。

(損害賠償等)

第5条 入館者は、その責に帰すべき理由により**展示館**の施設、設備及び資料を損傷したときは、教育長の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

部を次のように改正する。

第2条第12号を次のように改める。

(12) はだの歴史博物館

桜土手古墳展示館の総合的歴史博物館への移行に向けた
展示構想及び施設の利用・改修について

1 展示構想について

(1) 展示テーマ

秦野の歴史と文化

(2) 目的

桜土手古墳展示館の「文化財及び歴史に関する興味と理解を深め、郷土の文化財を未来に継承し、地域文化の発展に寄与する」という趣旨を引き継いだうえで、秦野の歴史と文化を楽しく学び、市内各地域の個性と魅力を多くの市民そして市外に向けて発信するとともに、未来に記憶と記録を伝えることを目的とします。

(3) 運営の理念

ア 地域文化を未来へ継承すること。

秦野の歴史と文化に関する資料について収集・保管・調査研究を行い、展示等の普及活動を通して未来へ継承することを目指します。

イ 誰もが学べる生涯学習の拠点であること。

誰もが楽しく学ぶことができ、秦野の歴史と文化の遺産を再発見・新発見できる生涯学習の拠点としての博物館を目指します。

ウ 地域住民が参加し、市民文化の向上を図ること。

地域住民が主体的に博物館活動に参加し、様々な活動を通して人生を豊かにするとともに、自らが地域の歴史と文化を語り継ぎ、発信することを目指します。

2 施設の利用について

(1) 主展示スペース

ア 桜土手古墳群と古代人の祈り

(ア) 桜土手古墳群及び秦野市内の古墳・横穴墓から出土の遺物

(イ) 古墳時代の集落出土遺物

(ウ) デジタル資料の閲覧

(エ) 土器等の触る展示

イ 奈良・平安時代から江戸時代の秦野

(ア) 古代や波多野一族の紹介、江戸時代の絵図や文書

ウ 葉タバコ耕作と秦野

(ア) 葉タバコ耕作の紹介

エ 秦野の近代化と発展

(ア) 曾屋水道の陶管、文書

(イ) デジタル資料の閲覧

オ 映像コーナー

(ア) 桜土手古墳群の発掘から古墳公園等における保存までの歩み

(イ) 指定無形民俗文化財等の紹介等

カ 映像・写真で知る秦野の歴史・文化

(ア) 市内の指定文化財及び国登録文化財の紹介

(イ) 地図や写真からみる街並みの変化の紹介等

(2) 第1企画展示室（講演会室）

映像室を改修する第1企画展示室（講演会室）については、企画展示をするほか、ミュージアムさくら塾等の講演会室として活用します。

(3) 常設展示室（第2企画展示室）

映像機械室を改修する常設展示室（第2企画展示室）については、通常は考古資料及び秦野市の歴史をテーマとした通史の展示をするほか、必要に応じて企画展示室として柔軟に使用します。

(4) 屋外展示（桜土手古墳公園）

復元古墳の解説パネルの更新を行います。

3 施設の一部改修について

上記の展示計画に基づいた施設利用をするため、次のとおり一部改修等を行います。

(1) 地下ミュージアムプロムナードを収蔵庫に改修

地下のミュージアムプロムナードは、バリアフリー化と来館者の誘導が難しいため、収蔵庫に転用し、1階にある保管棚及び文化財資料の一部を移設保管します。

(2) 映像コーナーの設置

主展示スペースの奥を映像コーナーとして使用します。

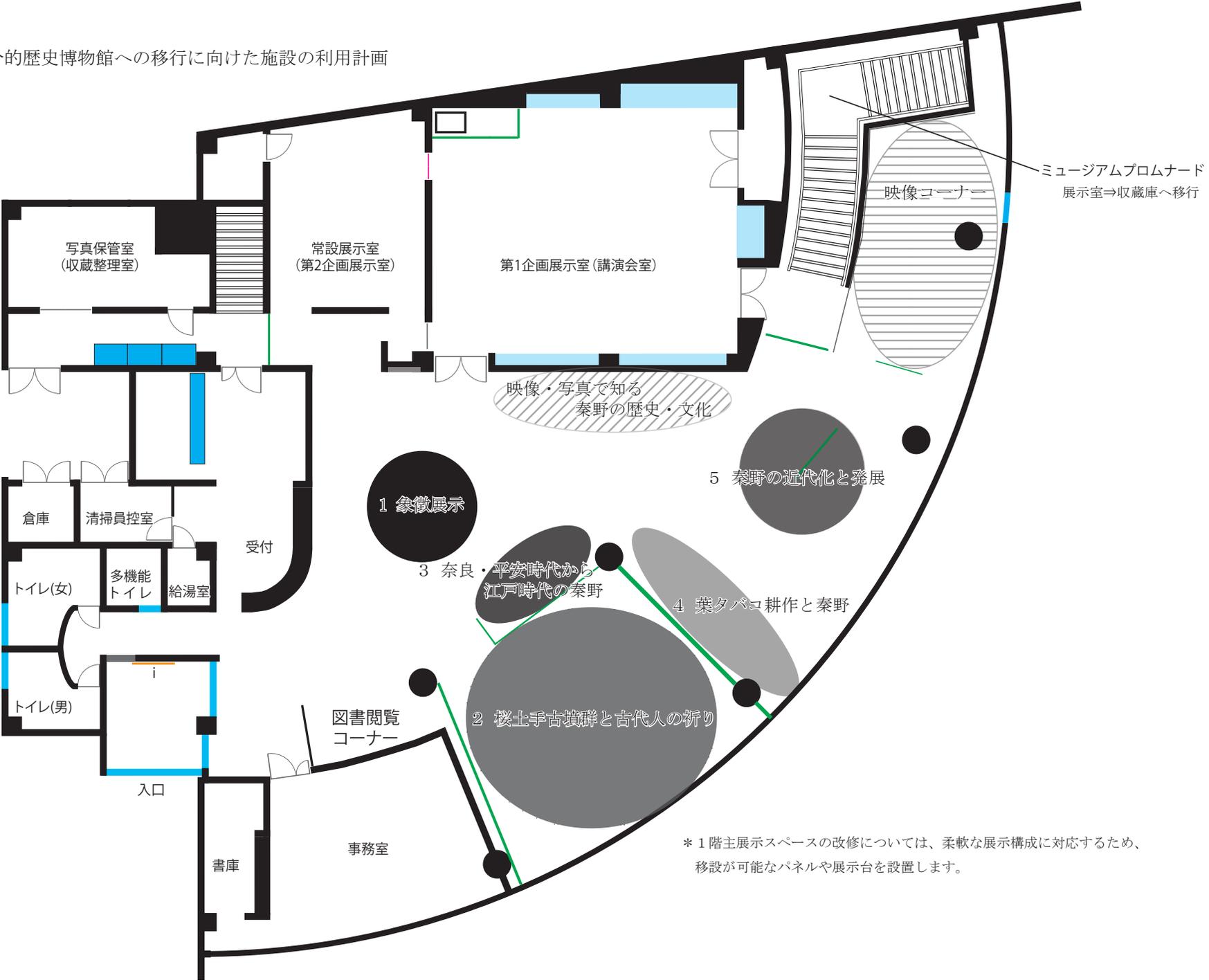
(3) 映像機械室を常設・企画展示室に改修

映像機械室を展示室に改装するため、保管している文化財資料及び保管棚については、全てミュージアムプロムナードへ移設した後に、展示ケース及び展示パネルを設置します。

(4) 1階主展示スペースの改修

桜土手古墳群の資料を展示している円形展示台及び三角ジオラマは撤去し、柔軟な展示構成に対応するため、主展示スペースに移動式展示パネル及び展示台を設置します。

総合的歴史博物館への移行に向けた施設の利用計画



* 1階主展示スペースの改修については、柔軟な展示構成に対応するため、移設が可能なパネルや展示台を設置します。